

【表紙】

【発行登録番号】	6-関東1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月9日
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011(251)1111
【事務連絡者氏名】	経理部財務グループ グループリーダー 阿部 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3217)0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 牛間 省吾
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2024年8月17日)から2年を経過する日(2026年8月16日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額550,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、社債の償還資金、並びに子会社への投融資資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、次のとおりであります。

社章の使用について

記載個所	記載内容
表紙	「社章」 

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
2024年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第101期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第102期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第101期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
2024年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第102期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
2025年11月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2024年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本発行登録書提出日(2024年8月9日)までの間において変更その他の事由が生じています。以下の「事業等のリスク」は、当該変更その他の事由が生じた項目のみを記載したものであり、変更箇所は___罫で示していません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、その達成を保証するものではありません。当該有価証券報告書に記載された将来に関する事項については、「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

ほくでんグループの業績に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがある。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本発行登録書提出日(2024年8月9日)現在において判断したものである。

ほくでんグループでは、これらのリスクを認識した上で、発現の回避や発現した場合の対応に努めていく。

(1) 原子力発電の状況

泊発電所の安全確保を経営の最重要課題と位置づけ、社長のトップマネジメントのもと、「安全性向上計画」に基づき、安全性のより一層の向上に取り組んでいる。具体的には、原子力発電所の新規規制基準への適合はもとよりさらなる安全性・信頼性向上に向けた安全対策工事や、重大事故などを想定した原子力防災訓練の実施など、安全対策の多様化や重大事故等対応体制の強化・充実に取り組んでいる。また、2024年3月には泊発電所の津波対策として新たな防潮堤の設置工事を開始した。

泊発電所の再稼働に向けて、新規規制基準の適合性審査への対応に取り組んでおり、「降下火砕物(火山灰)の層厚の評価」「津波により防波堤が損傷した場合の影響評価」については、審査会合での説明を終了した。

引き続き、残る主な審査項目として、「基準地震動の策定※」「基準津波の策定」「火山モニタリング」「燃料等輸送船の漂流防止対策」などへの対応を進めている。

しかしながら、今後の審査の状況などによって泊発電所の停止がさらに長期化し燃料費の増大が続く場合などには、業績に影響が及ぶ可能性がある。

※2023年11月に地震に関する全ての説明を終えたが、最新知見で示されている断層との連動を反映し再説明中。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

北海道電力株式会社 本店

(札幌市中央区大通東1丁目2番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 北海道電力株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋

1. 当社では1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社の発行する株券は、東京、札幌証券取引所に上場されております。
3. 電気事業法より優先弁済を受ける権利を保証されている
社債（北海道電力株式会社 第394回社債（一般担保付））を既に発行しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

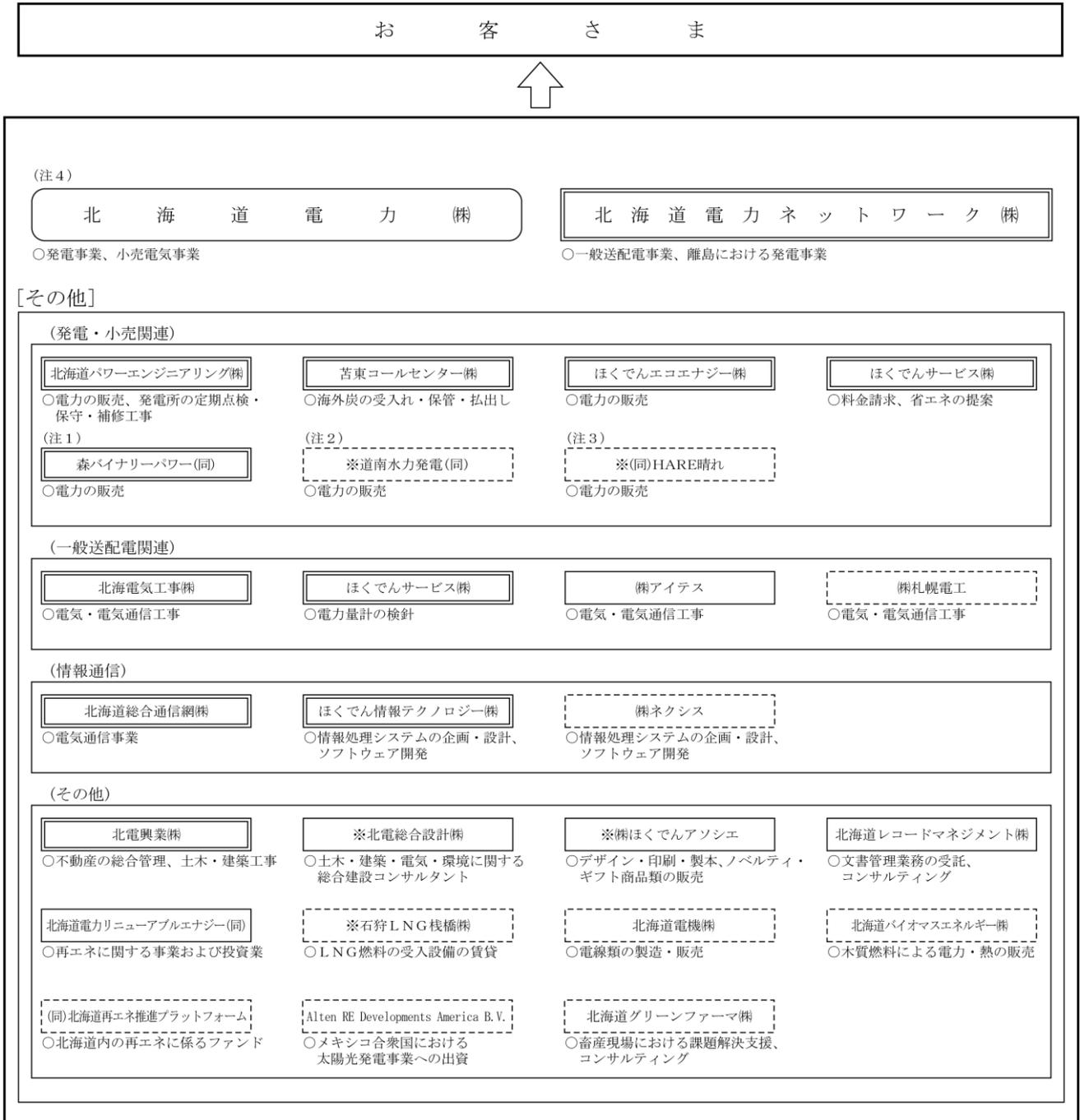
1. 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社は、当社、子会社 15 社及び関連会社 10 社により構成されている。

当社は、発電・小売電気事業等を営んでおり、また、子会社である北海道電力ネットワーク㈱は、一般送配電事業、離島における発電事業等を営んでいる。その他の関係会社は、発電、一般送配電、小売に関する事業、及び情報通信等の事業を営んでいる。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりである。（2024年3月31日現在）

[事業系統図]



- (注) 1 非連結子会社であった森バイナリーパワー(同)は、2023年11月24日の同社発電所営業運転開始に伴い重要性が増したため、連結子会社とした。
 2 持分法非適用関連会社であった道南水力発電(同)は、2024年2月1日の同社発電所営業運転開始に伴い重要性が増したため、持分法適用関連会社とした。
 3 (同)HARE晴れは、2023年7月21日に設立したことに伴い、新たに持分法適用関連会社とした。
 4 連結子会社であった北海道電力コクリエーション(株)は、2023年10月1日に当社が吸収合併したことに伴い解散した。



※は持分法適用会社

上記の関係会社のうち、ほくでんグループは出資、人事及び取引等の関係から、グループ本社である北海道電力株式会社と特に密接な関係にある会社で、当社がグループ会社として指定する以下の会社(13社)で構成される。

北海道電力ネットワーク㈱、北海道電気工事㈱、北電興業㈱、北電総合設計㈱、北海道パワーエンジニアリング㈱、苫東コールセンター㈱、ほくでんエコエナジー㈱、ほくでんサービス㈱、北海道総合通信網㈱、ほくでん情報テクノロジー㈱、(株)ほくでんアソシエ、石狩LNG栈橋㈱、北海道レコードマネジメント㈱

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回 次	第 96 期	第 97 期	第 98 期	第 99 期	第 100 期
決 算 年 月	2020 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月
売 上 高 (百万円)	603,693	585,203	663,414	888,874	953,784
経 常 利 益 又 是 経 常 損 失 (△) (百万円)	32,640	41,150	13,830	△29,251	87,315
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	26,720	36,155	6,864	△22,193	66,201
包 括 利 益 (百万円)	24,318	46,064	3,139	△24,695	78,829
純 資 産 額 (百万円)	247,381	289,733	285,717	258,106	333,528
総 資 産 額 (百万円)	1,959,060	2,001,650	1,992,879	2,093,339	2,141,691
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	911.01	1,117.26	1,095.61	956.63	1,323.28
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 是 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	123.16	169.09	26.57	△114.96	315.44
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	11.99	13.84	13.68	11.69	14.91
自 己 資 本 利 益 率 (%)	11.83	14.12	2.50	△8.58	23.47
株 価 収 益 率 (倍)	3.80	2.99	18.22	—	2.66
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	102,686	136,547	102,337	△574	176,135
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△126,745	△85,607	△77,720	△85,248	△80,841
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	9,823	△24,662	△19,489	86,795	△74,654
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高 (百万円)	57,490	83,767	88,894	89,867	110,709
従 業 員 数 (人)	10,736	10,503	10,226	10,005	9,206

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等が適用されたことに伴い、「電気事業会計規則」が改正され、第 98 期の期首から再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する影響額について収益及び費用計上の対象外となった。

第 97 期以前の主要な経営指標等については、この改正を過去の期間に遡って適用した後の経営指標等としている。

- 2 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、第 98 期以降の 1 株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。
- 3 第 96 期、第 97 期、第 98 期及び第 100 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。第 99 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 4 第 99 期の株価収益率については、当期純損失のため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回 次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決 算 年 月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売 上 高 (百万円)	569,684	538,672	597,934	779,676	861,640
経 常 利 益 又 是 経 常 損 失 (△) (百万円)	27,617	36,226	12,000	△34,471	69,061
当 期 純 利 益 又 是 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	23,997	32,638	9,458	△24,900	54,120
資 本 金 (百万円)	114,291	114,291	114,291	114,291	114,291
発 行 済 株 式 総 数					
普通株式 (株)	215,291,912	215,291,912	215,291,912	215,291,912	215,291,912
B種優先株式 (株)	470	470	470	470	470
純 資 産 額 (百万円)	201,702	233,771	231,514	202,738	258,898
総 資 産 額 (百万円)	1,890,825	1,854,859	1,849,970	1,957,545	1,957,695
1株当たり純資産額 (円)	749.37	906.23	895.26	751.68	1,028.67
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	10.00	20.00	20.00	—	20.00
B種優先株式 (円)	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	—	6,060,164.00
(内1株当たり中間配当額)					
(普通株式) (円)	(5.00)	(5.00)	(10.00)	(—)	(5.00)
(B種優先株式) (円)	(1,500,000.00)	(1,500,000.00)	(1,500,000.00)	(—)	(4,560,164.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	109.91	151.97	39.20	△128.15	256.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	10.67	12.60	12.51	10.36	13.23
自 己 資 本 利 益 率 (%)	12.41	14.99	4.07	△11.47	23.45
株 価 収 益 率 (倍)	4.26	3.32	12.35	—	3.27
配 当 性 向 (%)	9.10	13.16	51.02	—	7.79
従 業 員 数 (人)	5,216	2,361	2,337	2,315	2,257
株 主 総 利 回 り (%)	75.16	84.12	83.96	84.28	143.11
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(90.50)	(128.63)	(131.18)	(138.81)	(196.19)
最 高 株 価 (円)	651.0	538.0	562.0	546.0	854.7
最 低 株 価 (円)	380.0	359.0	443.0	410.0	489.0

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等が適用されたことに伴い、「電気事業会計規則」が改正され、第98期の期首から再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する影響額について収益及び費用計上の対象外となった。

第97期以前の主要な経営指標等については、この改正を過去の期間に遡って適用した後の経営指標等としている。

- 第100期の1株当たりB種優先株式の配当額には、第99期累積未払配当金3,060,164円00銭が含まれている。
- 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、第98期以降の1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。
- 第96期、第97期、第98期及び第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 第99期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。
- 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものである。

定 款

北海道電力株式会社

北海道電力株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、北海道電力株式会社と称する。英文では、Hokkaido Electric Power Company, Incorporated と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具の製造、修理、販売及び賃貸
- (3) 蒸気、温水などによる熱供給事業
- (4) ガス供給事業
- (5) 不動産の売買、賃貸及び管理
- (6) 情報処理、情報提供サービス事業及び電気通信事業法に定める電気通信事業
- (7) 石炭灰などの電力副産物及びそれを原材料とする製品の製造、販売
- (8) 建設工事の調査、設計及び施工監理
- (9) 金銭の貸付
- (10) 前各号に関するコンサルティング及びエンジニアリング
- (11) 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を札幌市に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、北海道新聞及び日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、4 億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	4 億9,500万株
B種優先株式	470株

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式の買増)

第 8 条 株主は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第 9 条 本会社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成及び備え置き並びに株主名簿、新株予約権原簿に関するその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主権行使の手続き、株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款の定めによるほか、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 本会社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。

第 2 章 の 2 B 種優先株式

(B 種優先配当金)

第12条の2 本公司は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

2 B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

3 ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

4 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本公司が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本公司が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 本公司は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB

種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。

（残余財産の分配）

第12条の3 本社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

（基準価額算式）

1株当たりの残余財産分配価額＝100,000,000円＋累積未払B種優先配当金＋前事業年度未払B種優先配当金＋当事業年度未払B種優先配当金額

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるB種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成31年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたB種優先中間配当金がある場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

（議決権）

第12条の4 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（種類株主総会における決議）

第12条の5 本会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段

の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第12条の6 本会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第12条の7 B種優先株主は、本会社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の8 本会社は、平成30年8月1日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(法令変更等)

第12条の9 法令の変更等に伴い、B種優先株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社は必要な措置を講じる。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、社長が取締役会決議に基づきこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録する。

(種類株主総会)

第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、社長が取締役会決議に基づきこれを招集する。

2 第13条第2項、第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会について準用する。

3 第12条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

- 4 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について準用する。
- 5 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について準用する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第19条 本会社の取締役は、18名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の構成及び招集)

第22条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会の議長は、会長がこれに任ずる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務執行を決定する。

2 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 本会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとする。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって、役付取締役として会長1名を選定することができる。

2 会長は、本会社を代表する。

3 取締役会は、その決議によって、前項のほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、本会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第28条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の構成及び招集)

第29条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

- 2 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して、会日の2日前までに発するものとする。
ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名するものとする。

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 執行役員

(執行役員の選任及び役付執行役員)

第33条 本会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、本会社の業務を分担して執行させる。

- 2 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長1名を選定し、また、副社長、常務その他の役付執行役員を選定することができる。
- 3 社長は、代表取締役を兼務し、会長とともに本会社を代表する。

(社長の職務)

第34条 社長は、取締役会の決議に従い、本会社の業務執行を統括する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の役付執行役員がその職務を代行する。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第37条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第38条 本会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された最終の株主又は質権者に対し、剰余金の配当をするものとする。

(中間配当)

第39条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終の株主又は質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に基づき、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、株主がその支払開始の日から起算して5年以内に受領しないときは、これを本会社の所得とする。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第98回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(沿革)

昭和26年4月30日 認証
昭和26年5月1日 施行
昭和26年11月13日 変更
昭和28年10月20日 変更
昭和31年5月29日 変更
昭和35年5月25日 変更
昭和39年11月27日 変更
昭和45年11月27日 変更
昭和50年5月30日 変更
昭和52年6月29日 変更
昭和52年12月23日 変更
昭和54年6月29日 変更
昭和56年6月26日 変更
昭和57年6月29日 変更
平成3年6月27日 変更
平成6年6月29日 変更
平成10年6月26日 変更
平成14年6月27日 変更
平成15年6月27日 変更
平成16年6月29日 変更
平成17年6月29日 変更
平成18年6月29日 変更
平成21年6月26日 変更
平成22年1月6日 変更
平成26年6月26日 変更
平成28年6月28日 変更
平成30年6月27日 変更
令和元年6月26日 変更
令和4年6月28日 変更
令和5年3月2日 変更

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月27日
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011 (251) 1111
【事務連絡者氏名】	経理部財務グループ グループリーダー 阿部 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03 (3217) 0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 牛間 省吾
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年8月9日
【発行登録書の効力発生日】	2024年8月17日
【発行登録書の有効期限】	2026年8月16日
【発行登録番号】	6-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 550,000百万円
【発行可能額】	450,000百万円 (450,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年3月27日(提出日)である。
【提出理由】	2024年8月9日に提出した発行登録書の「第一部 証券情報」のうち「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<北海道電力株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）百万円を社債総額とする北海道電力株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額　　：100万円

発行価格　　　　：各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号

（注）各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額（未定）百万円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

設備資金、社債の償還資金、並びに子会社への投融資資金に充当する予定です。

(訂正後)

設備資金、社債の償還資金、並びに子会社への投融資資金に充当する予定です。

本社債の手取金については、既設原子力発電所の再稼働や運転継続に必要な安全対策に係るプロジェクト（原子力発電所の新規制基準適合に向けた安全性向上の取組み等）及び再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送配電網の整備・強化に係るプロジェクトへの新規投資及びリファイナンスに充当する予定です。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<北海道電力株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）に関する情報>

トランジションボンドとしての適格性について

当社は、グリーン／トランジション・ファイナンスのために、以下の原則等に則した北海道電力グリーン／トランジション・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定しました。また、本フレームワークに対する第三者評価として、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

- ・グリーンボンド原則2021
- ・グリーンローン原則2023
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則2023
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版
- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2023
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

北海道電力グリーン／トランジション・ファイナンス・フレームワークについて

クライメート・トランジション・ファイナンスに係る開示事項

1. クライメート・トランジション戦略とガバナンス

■ほくでんグループ経営ビジョン2030

ほくでんグループを取り巻く経営環境は、競争の激化とともに、脱炭素化や技術の進展、高齢化・人口減、お客さまの価値観の変化など社会構造の変容が進んでおり、今後はさらなる加速が予想されます。このような変化に着実に対応していくため、2030年におけるほくでんグループの目指す姿として、2020年4月に「ほくでんグループ経営ビジョン2030（以下「経営ビジョン」といいます。）」を取りまとめました。

経営ビジョンでは、2030年度までに目指す目標として「グループ発電部門からのCO₂排出量を2013年度比で50%以上低減（△1,000万t以上/年）」「再生可能エネルギー発電（道外含む）の30万kW以上増」等を掲げております。

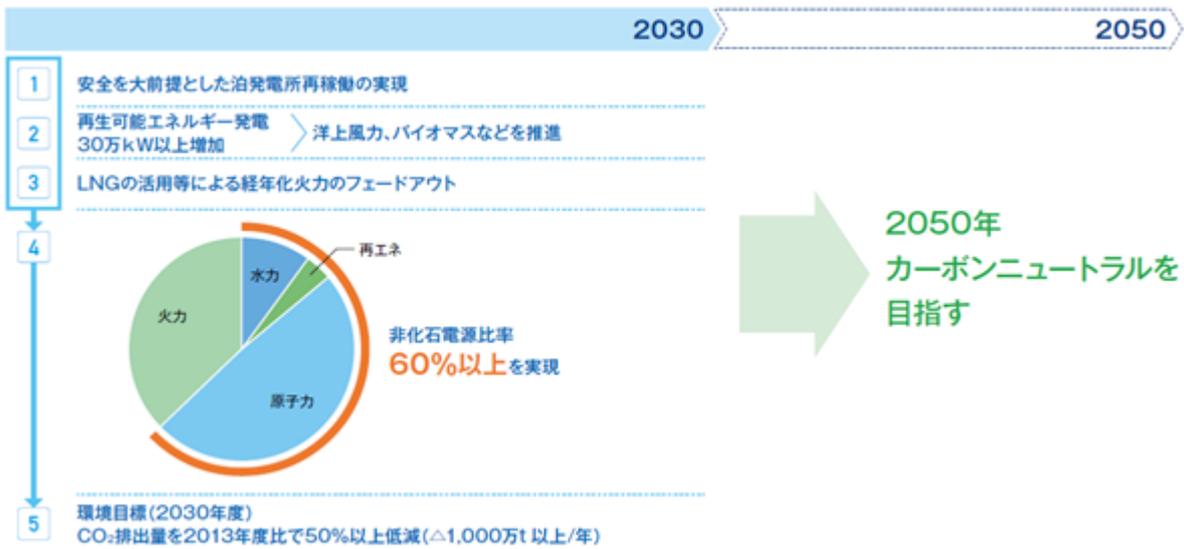
CO₂排出量の低減に向けては、泊発電所の再稼働、再生可能エネルギーの導入拡大、CO₂排出量が少ない高効率LNG火力である石狩湾新港発電所の活用、非効率かつ経年化した火力発電所の休廃止などを実施していきます。

このうち、特に重要となるのが泊発電所の再稼働です。資源が乏しくエネルギー自給率の低いわが国においては、安全確保を大前提としたうえで、エネルギーの安定供給、経済性、環境保全を同時に達成する「S+3E」の視点から、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するほか、発電時にCO₂を出さない原子力発電を最大限活用していくことが不可欠と認識しています。泊発電所の全基再稼働後は、経年化した火力発電所の廃止と合わせ、グルー

プの発電電力量に占める非化石電源の比率が2013年度の10%台から60%以上に上昇すると見込んでいます。

また、省エネやお客さまの快適な暮らしにつながる最先端の電化機器のご提案や、運輸・産業における電化を推進し、販売電力量の拡大のみならず、お客さまの省エネ・脱炭素化に貢献していきます。経営環境の変化をほくでんグループが進化するための好機と捉え、持てる力を発揮し持続的な成長を目指していきます。

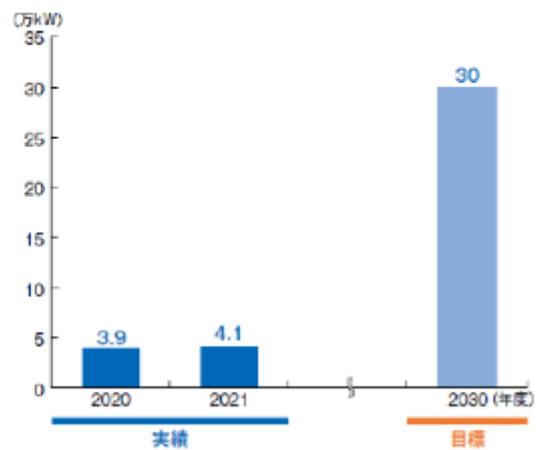
■2030年までの取り組み



環境目標 (CO₂排出量の低減)
 2013年度比で50%以上低減
 (△1,000万t以上/年)



再エネ発電(道外含む)*
 30万kW以上増



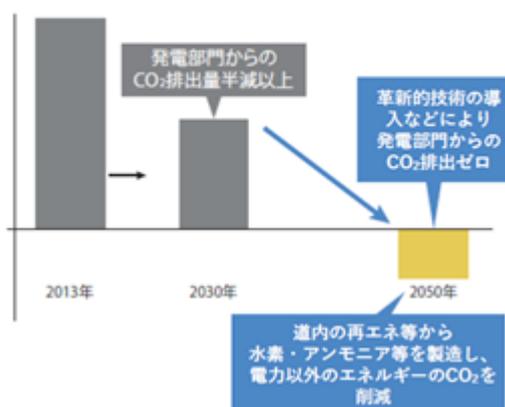
※経営ビジョン公表後に導入が決定した電源の持分容量 (運転開始前を含み、既設電源のリプレースを含まない)

■2050年カーボンニュートラルに向けて

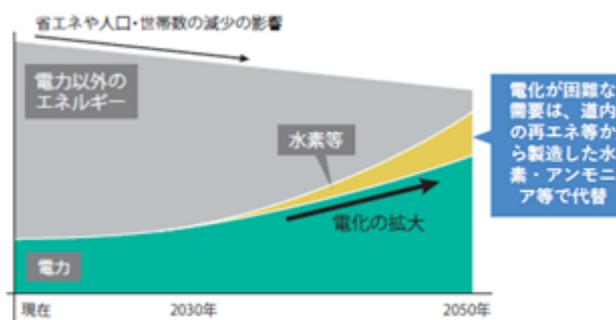
ほくでんグループは、経営ビジョンの取り組みをより一層深化させ、2050年の北海道における「エネルギー全体のカーボンニュートラル」の実現に向け、最大限挑戦いたします。

経営ビジョンで掲げた2030年度目標の達成に加え、2050年までに「発電部門からのCO₂排出ゼロ」を目指すとともに、家庭・業務部門、産業部門、運輸部門といったあらゆる分野のお客さまにCO₂フリー電気による電化拡大、さらにはグリーン水素をご利用いただくことにより、電力以外のエネルギーのCO₂削減についても貢献していきます。

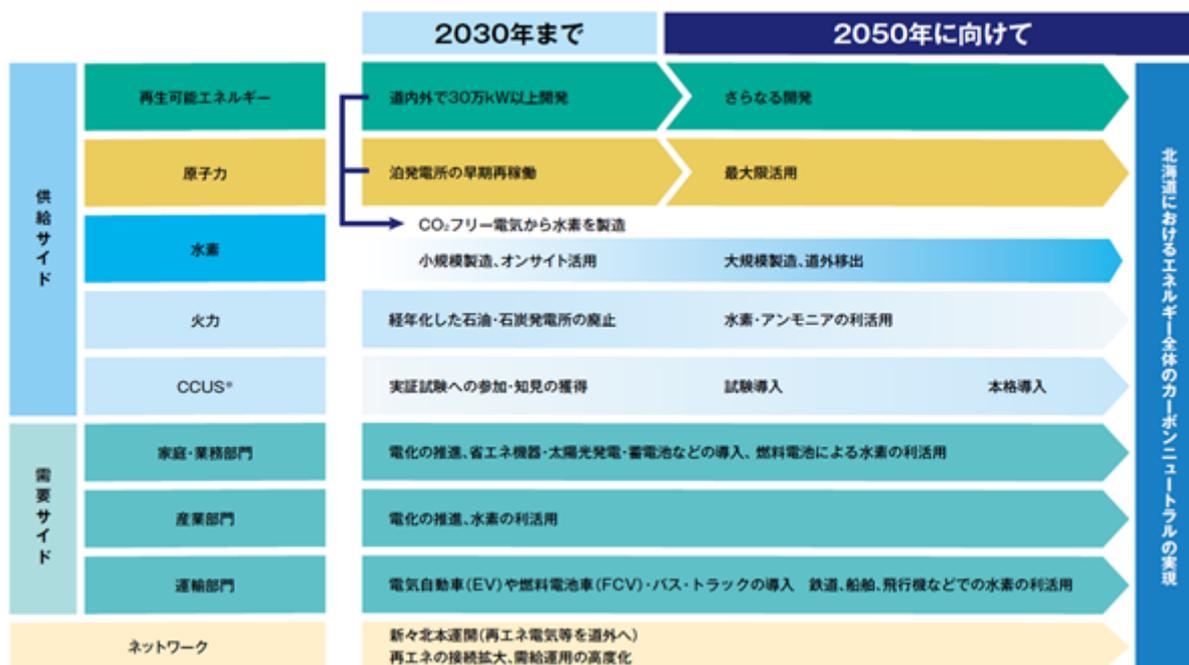
■ 将来のCO₂排出量削減のイメージ



■ 将来のエネルギー需要のイメージ



■カーボンニュートラル2050ロードマップ

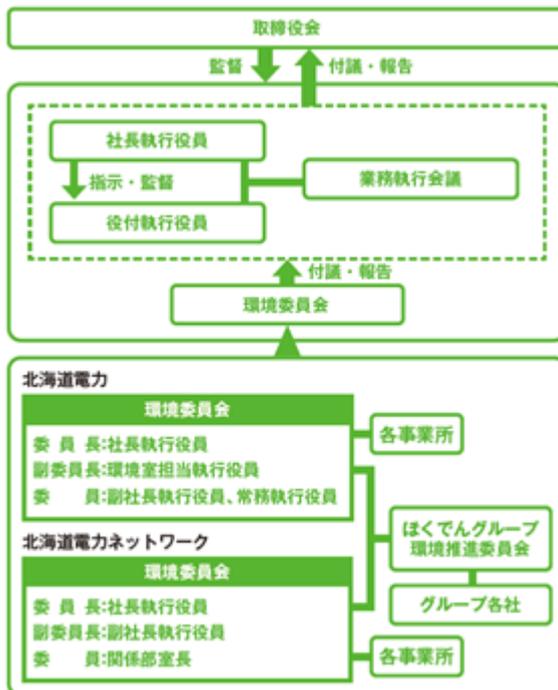


■実施体制

気候変動対策を含む重要な環境施策全般について、北海道電力及び北海道電力ネットワークの社長を委員長とする環境委員会において経営に及ぼす影響や対応の方向性などを議論する体制を構築しております。

また、同委員会での議論内容を踏まえ、気候変動対策を含むグループ経営方針や具体方策について、社長以下の役付執行役員等で構成する業務執行会議において審議を行い、その上で、取締役会において重要な業務執行に関する意思決定を行うこととしております。

こうしたグループ一体となった体制に基づき、ほくでんグループの持続的な成長と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しています。



2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

■シナリオ分析を踏まえた当社戦略

ほくでんグループは、気候変動問題への対応が企業経営に直結するとの認識のもと、TCFDの枠組みに基づき、気候関連リスク・機会の分析や情報開示を行っています。リスク・機会を検討するにあたり、当社はIEA（国際エネルギー機関）の1.5°Cシナリオ及びIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の4°Cシナリオを参照しています。1.5°Cシナリオにおいては、世界の低・脱炭素化に向けて、エネルギー供給側の低・脱炭素化及び需要側の電化とエネルギー使用の高効率化が重視されており、供給・需要の両面からカーボンニュートラルの実現に挑戦する当社の取り組みの方向性と整合しています。一方、4°Cシナリオにおいては、台風・暴風雪などの自然災害の激化・頻発や気象パターンの変化により物理的なリスクが生じる可能性を認識しています。

エネルギー安全保障の強化に繋がり、かつ脱炭素効果が高い再生可能エネルギーや原子力などの非化石電源の重要性が高まっています。北海道は積雪寒冷・広大なエリアに都市が点在するという地域特性上、暖房や移動に多くのエネルギーを要し、石油系エネルギーの依存度が高いことから、北海道でのカーボンニュートラル達成に向けては、石油系エネルギー需要の電化や、電化が困難な需要における道内の再生可能エネルギーなどから製造した水素・アンモニアなどへの転換が重要であり、将来の機会に繋がると考えています。

北海道の人口は1998年以降減少しており、国の研究機関の推計では将来的にも減少傾向が続くとされていますが、上述の北海道におけるエネルギー消費の特徴に着目すると、脱炭素に向けた電化推進による電力需要拡大のポテンシャルは非常に大きいと考えています。

今後の気候変動対応の進展状況や、参照するシナリオの前提条件の変更等を踏まえ、戦略を適切に見直していきます。

■マテリアリティ

ほくでんグループは、「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）をこれまで以上に重視しています。以下の項目をESGに関する「重要課題（マテリアリティ）」と位置付け、SDGsに掲げられた社会的な課題に真摯に向き合いつつ、具体的な取り組みを進めます。

	重要課題	主な取り組み
「E」 Environment 環境	カーボンニュートラル2050の実現に向けた取り組みの着実な前進	地球や地域の環境に関わる課題への対応
「S」 Social 社会	地域との共創 従業員の能力最大化	電気を中核とする商品・サービスの提供
		地域の皆さまや株主・投資家の皆さまの期待に誠実にお応え
		取引先との透明かつ公正な取引
	従業員のための安全で働きがいのある職場づくり	
「G」 Governance ガバナンス	コンプライアンスの徹底 事業活動にかかわる情報の適時・適切な開示 ステークホルダーとの積極的なコミュニケーション	

3. 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略

当社のトランジション戦略は、日本政府が策定した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、第6次エネルギー基本計画、NDC（パリ協定に基づく温室効果ガス排出削減目標）、電力分野のトランジション・ロードマップに整合しています。従って、日本政府が定めた2050年カーボンニュートラルの目標及びパリ協定の目標の達成に向けた政策内容を踏まえていることから、当社のトランジション戦略は科学的根拠を有しています。

ほくでんグループの2030年度環境目標である「グループ発電部門からのCO₂排出量を2013年度比で50%以上低減（△1,000万t以上/年）」は、ほくでんグループが排出する温室効果ガスの大部分を占めるCO₂を削減対象としています。

本環境目標は、日本政府がパリ協定に整合する目標として定めた2030年度における温室効果ガス46%削減（2013年度比）を十分に上回る目標であり、パリ協定に整合しています。

第6次エネルギー基本計画における2030年の電源構成は、再生可能エネルギーの主力電源化等により、非化石電源を59%程度に拡大する野心的な目標を掲げていますが、ほくでんグループは泊発電所の再稼働や再生可能エネルギーの導入拡大等により、2030年には電源構成における非化石電源が60%以上に上昇する見込みであり、国の目標を上回る野心的な取り組みといえます。

4. 実施の透明性

当社は経営ビジョンにおいて、2030年度までに目指す経営目標として、再生可能エネルギー発電を含む重点新規事業に対して総額500億円以上の投資を掲げています。安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働を目指すとともに、再稼働前もたゆまぬ経営効率化等を進め、カーボンニュートラルへの取り組みを進めつつ利益を確保していきます。また、事業領域の拡大を進め、持続的な成長を目指します。

【2030年度までに目指す経営目標】



資金用途を特定する場合：グリーン／トランジション・ファイナンス

1. 調達資金の用途

グリーン／トランジション・ファイナンスにより調達された資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクト（適格プロジェクト）に対する新規投資及びリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスについては、ファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に支出または出資した事業を対象とします。

適格クライテリア	プロジェクト概要
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー（水力・太陽光・地熱・風力・バイオマス）の開発・建設・運営・改修[※] 蓄電池の導入及び蓄電池所の開発・建設・運営・改修[※]
原子力発電	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の再稼働、安全性向上・維持
水素の製造・利活用	<ul style="list-style-type: none"> 水素の製造及び利活用に向けたサプライチェーンの構築
火力発電・CCUS	<ul style="list-style-type: none"> 非効率火力発電所の廃止 高効率火力発電所の建設 水素・アンモニア・バイオマスの利活用 CCUSの利活用に向けた研究開発・実証・実装等
電化・省エネの推進	<ul style="list-style-type: none"> 電化・省エネの推進にかかる各種投資[※] （電化の推進、省エネ機器・太陽光発電・蓄電池等の導入、燃料電池による水素の利活用、CO₂フリー料金メニューの拡大、EV・FCV等の導入及びインフラ整備、運輸部門等での水素の利活用等）
送配電事業	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送配電網の整備・強化（地域間連系線を含む） 需給運用の高度化

※グリーンプロジェクト候補

なお、該当するプロジェクトは、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、当社の定める事業導入手順等に従って、対象設備・案件において設置国・地域・自治体で求められる設備認定・許認可の取得、環境アセスメントの手続き及びその他の環境影響評価活動等が適切に実施されることを確認した上で進められます。

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

資金用途とする適格プロジェクトは、事業を集約する部門が上記1の適格クライテリアに適合するプロジェクトを選定し、資金調達部門にて当該プロジェクトが適格クライテリアに適合していることを確認した上で適切な社内プロセスにより承認されます。

3. 調達資金の管理

グリーン／トランジション・ファイナンスによる調達資金は、四半期ごとに資金調達部門が内部管理システム及び専用の帳簿を用い、適格プロジェクトの合計額がファイナンスによる調達額を下回らないように管理します。なお、未充当資金がある場合には、現金または現金同等物にて管理します。

4. レポーティング

グリーン／トランジション・ファイナンスによる調達額の全額が充当されるまでの間、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、調達資金の充当状況及び環境改善効果として当社が定める内容の全てまたは一部について、「ほくでんグループレポート」または当社ウェブサイトにて年次で開示、もしくは貸し手に対して開示（ローンの場合のみ）します。

また、ファイナンス期間中、資金充当状況やインパクトに重大な変化があった場合には、その旨を開示する予定です。

①資金充当状況のレポーティング

- ・ 充当金額
- ・ 未充当金の残高
- ・ 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（または割合）

②インパクト・レポーティング

適格クライテリア	インパクト・レポーティング例
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー種別の設備容量 (MW) ・ 再生可能エネルギー種別の年間CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)
その他の発電関連プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト概要 ・ 種別もしくは個別の設備容量 (MW) ・ 種別もしくは個別の年間CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)
発電以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト概要 ・ 年間CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年) ※算定可能な場合

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	6－関東1－5
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2025年4月11日
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011 (251) 1111
【事務連絡者氏名】	経理部財務グループ グループリーダー 阿部 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011 (251) 1111
【事務連絡者氏名】	経理部財務グループ グループリーダー 阿部 憲一郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第401回無担保社債（10年債） 12,000百万円
	第402回無担保社債（20年債） 2,500百万円
	計 14,500百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年8月9日
効力発生日	2024年8月17日
有効期限	2026年8月16日
発行登録番号	6－関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額550,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6－関東1－1	2024年10月10日	60,000百万円	—	—
6－関東1－2	2024年11月29日	15,000百万円	—	—
6－関東1－3	2024年11月29日	10,000百万円	—	—
6－関東1－4	2025年2月20日	15,000百万円	—	—
実績合計額(円)		100,000百万円 (100,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 450,000百万円
(450,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
証券会員制法人札幌証券取引所
（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	北海道電力株式会社第401回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	12,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	12,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.902%
利払日	毎年4月25日及び10月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年10月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）10. 記載のとおり。
償還期限	2035年4月25日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2035年4月25日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）10. 記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息をつけない。
申込期間	2025年4月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年4月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第402回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）を含む。）のために担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>2. 担保提供制限の例外</p> <p>当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項第（1）号は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 担保付社債への切替</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び別記（注）4.（2）は適用されない。</p> <p>2. 担保提供に関する事項</p> <p>別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前項第（1）号により本社債のために担保権を設定する場合、当社が国内で既に発行した電気事業法に基づく一般担保が付された社債の社債権者に不利益を与えない範囲に止めるものとする。</p>

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下、R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA+の信用格付を2025年4月11日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下、JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を2025年4月11日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第（1）号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）3.（2）に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第（1）号及び第（2）号または別記「利息支払の方法」欄第1項第（1）号乃至第（3）号の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第（2）号、本（注）4.、本（注）5.、本（注）6.、及び本（注）8. に定める規定、条件に違反し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第402回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）を含む。）のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により本社債の社債管理者に通知する。ただし、当該書面による通知については、当社が有価証券上場規程に定める適時開示を行った旨、または官報もしくは本（注）8. に定める方法により公告を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知する場合は省略することができる。
 - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - ③ 当社の事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - ④ 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、

会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。

- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定めるところによる。）の社債（以下、本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は本種類の社債の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）8. に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,600	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受けならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき、金30銭とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,400	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,400	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	1,200	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	1,200	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	1,200	
計	—	12,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間600千円を支払うこととしている。
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(20年債)】

銘柄	北海道電力株式会社第402回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(トランジションボンド)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	2,500百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	2,500百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.659%
利払日	毎年4月25日及び10月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年10月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)10. 記載のとおり。</p>
償還期限	2045年4月25日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2045年4月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)10. 記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息をつけない。
申込期間	2025年4月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年4月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第401回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）を含む。）のために担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>2. 担保提供制限の例外</p> <p>当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項第（1）号は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 担保付社債への切替</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び別記（注）4.（2）は適用されない。</p> <p>2. 担保提供に関する事項</p> <p>別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前項第（1）号により本社債のために担保権を設定する場合、当社が国内で既に発行した電気事業法に基づく一般担保が付された社債の社債権者に不利益を与えない範囲に止めるものとする。</p>

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下、R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA+の信用格付を2025年4月11日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下、JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を2025年4月11日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第（1）号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）3.（2）に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第（1）号及び第（2）号または別記「利息支払の方法」欄第1項第（1）号乃至第（3）号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第（2）号、本（注）4.、本（注）5.、本（注）6. 及び本（注）8. に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第401回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）を含む。）のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により本社債の社債管理者に通知する。ただし、当該書面による通知については、当社が有価証券上場規程に定める適時開示を行った旨、または官報もしくは本（注）8. に定める方法により公告を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知する場合は省略することができる。
 - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - ③ 当社の事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - ④ 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、

会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。

- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定めるところによる。）の社債（以下、本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は本種類の社債の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）8. に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	800	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受けならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき、金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	500	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200	
計	—	2,500	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間125千円を支払うこととしている。
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
14,500	58	14,442

(注) 上記金額は第401回無担保社債及び第402回無担保社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額14,442百万円は、既設原子力発電所の再稼働や運転継続に必要な安全対策に係るプロジェクト（原子力発電所の新規制基準適合に向けた安全性向上の取り組み等）への新規投資及びリファイナンス並びに子会社である北海道電力ネットワーク株式会社への投融資資金として2026年3月末までに充当する予定である。

また、北海道電力ネットワーク株式会社は、当該資金を再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送配電網の整備・強化に係るプロジェクトへの新規投資及びリファイナンスに2026年3月末までに充当する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

トランジションボンドとしての適格性について

当社は、グリーン／トランジション・ファイナンスのために、以下の原則等に則した北海道電力グリーン／トランジション・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定しました。また、本フレームワークに対する第三者評価として、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

- ・グリーンボンド原則2021
- ・グリーンローン原則2023
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則2023
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版
- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2023
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

北海道電力グリーン／トランジション・ファイナンス・フレームワークについて

クライメート・トランジション・ファイナンスに係る開示事項

1. クライメート・トランジション戦略とガバナンス

■ほくでんグループ経営ビジョン2030

ほくでんグループを取り巻く経営環境は、競争の激化とともに、脱炭素化や技術の進展、高齢化・人口減、お客さまの価値観の変化など社会構造の変容が進んでおり、今後はさらなる加速が予想されます。このような変化に着実に対応していくため、2030年におけるほくでんグループの目指す姿として、2020年4月に「ほくでんグループ経営ビジョン2030（以下「経営ビジョン」といいます。）」を取りまとめました。

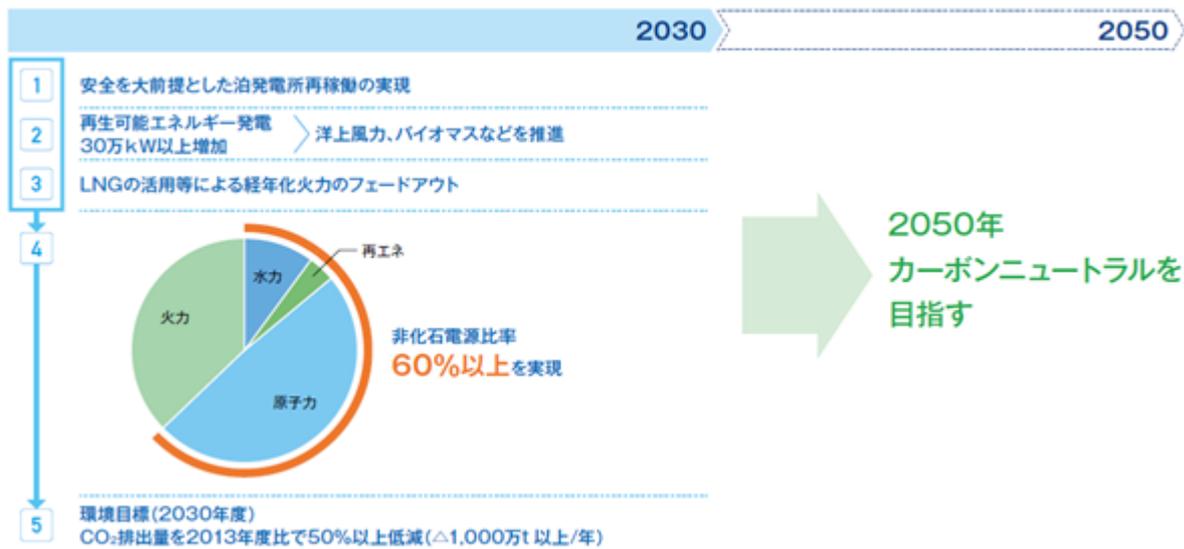
経営ビジョンでは、2030年度までに目指す目標として「グループ発電部門からのCO₂排出量を2013年度比で50%以上低減（△1,000万t以上/年）」「再生可能エネルギー発電（道外含む）の30万kW以上増」等を掲げております。

CO₂排出量の低減に向けては、泊発電所の再稼働、再生可能エネルギーの導入拡大、CO₂排出量が少ない高効率LNG火力である石狩湾新港発電所の活用、非効率かつ経年化した火力発電所の休廃止などを実施していきます。

このうち、特に重要となるのが泊発電所の再稼働です。資源が乏しくエネルギー自給率の低いわが国においては、安全確保を大前提としたうえで、エネルギーの安定供給、経済性、環境保全を同時に達成する「S+3E」の視点から、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するほか、発電時にCO₂を出さない原子力発電を最大限活用していくことが不可欠と認識しています。泊発電所の全基再稼働後は、経年化した火力発電所の廃止と合わせ、グループの発電電力量に占める非化石電源の比率が2013年度の10%台から60%以上に上昇すると見込んでいます。

また、省エネやお客さまの快適な暮らしにつながる最先端の電化機器のご提案や、運輸・産業における電化を推進し、販売電力量の拡大のみならず、お客さまの省エネ・脱炭素化に貢献していきます。経営環境の変化をほくでんグループが進化するための好機と捉え、持てる力を発揮し持続的な成長を目指していきます。

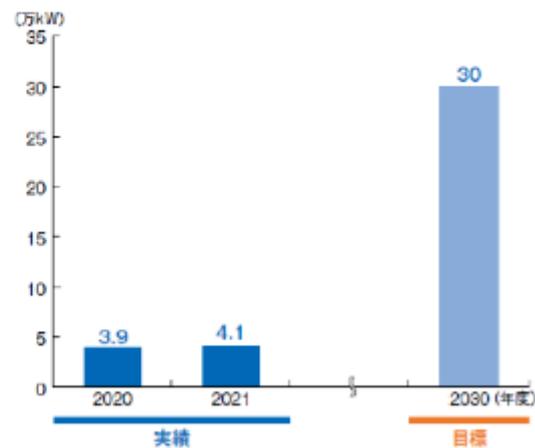
■2030年までの取り組み



環境目標(CO₂排出量の低減)
2013年度比で50%以上低減
(△1,000万t以上/年)



再生エネ発電(道外含む)[※]
30万kW以上増



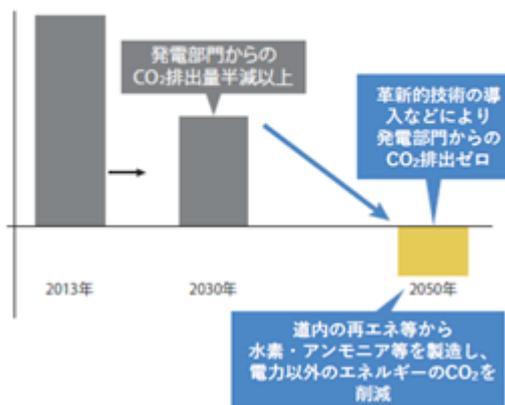
※経営ビジョン公表後に導入が決定した電源の持分容量 (運転開始前を含み、既設電源のリプレースを含まない)

■2050年カーボンニュートラルに向けて

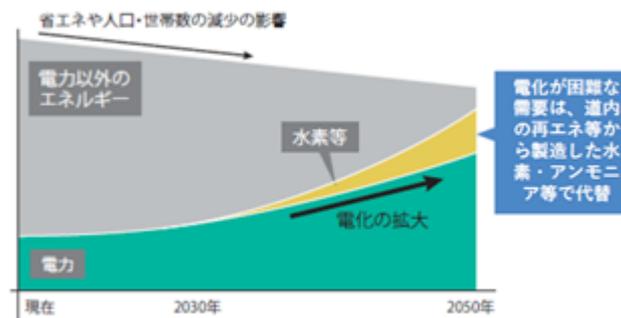
ほくでんグループは、経営ビジョンの取り組みをより一層深化させ、2050年の北海道における「エネルギー全体のカーボンニュートラル」の実現に向け、最大限挑戦いたします。

経営ビジョンで掲げた2030年度目標の達成に加え、2050年までに「発電部門からのCO₂排出ゼロ」を目指すとともに、家庭・業務部門、産業部門、運輸部門といったあらゆる分野のお客さまにCO₂フリー電気による電化拡大、さらにはグリーン水素をご利用いただくことにより、電力以外のエネルギーのCO₂削減についても貢献していきます。

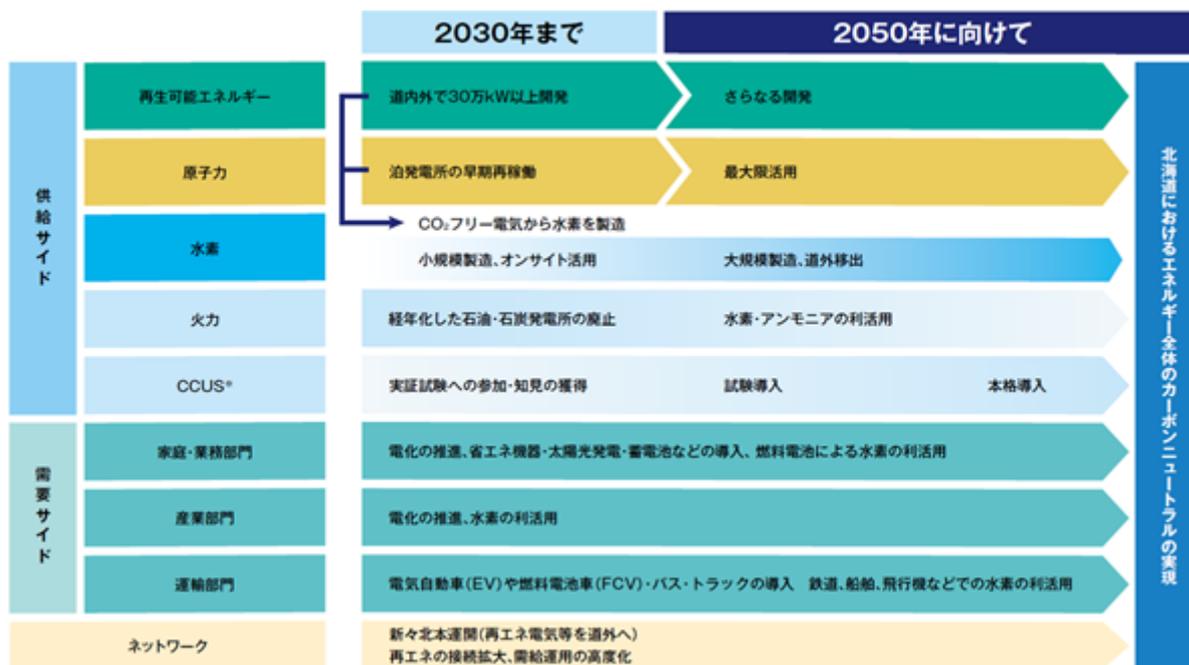
■ 将来のCO₂排出量削減のイメージ



■ 将来のエネルギー需要のイメージ



■カーボンニュートラル2050ロードマップ

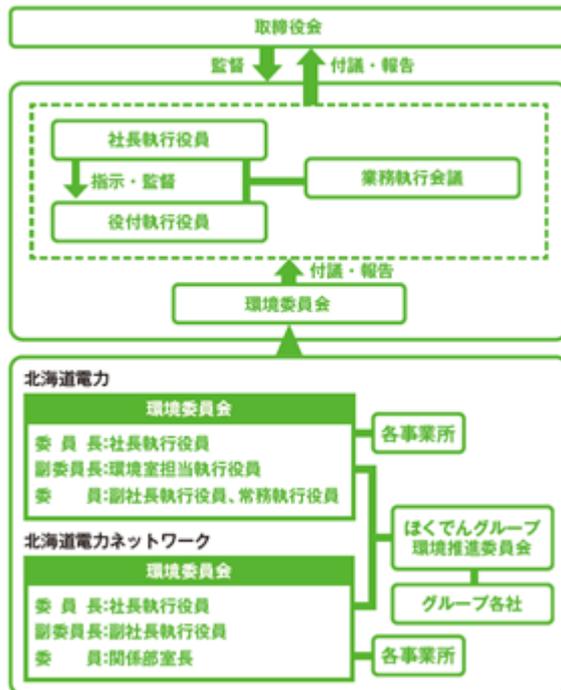


■実施体制

気候変動対策を含む重要な環境施策全般について、北海道電力及び北海道電力ネットワークの社長を委員長とする環境委員会において経営に及ぼす影響や対応の方向性などを議論する体制を構築しております。

また、同委員会での議論内容を踏まえ、気候変動対策を含むグループ経営方針や具体方策について、社長以下の役付執行役員等で構成する業務執行会議において審議を行い、その上で、取締役会において重要な業務執行に関する意思決定を行うこととしております。

こうしたグループ一体となった体制に基づき、ほくでんグループの持続的な成長と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しています。



2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

■シナリオ分析を踏まえた当社戦略

ほくでんグループは、気候変動問題への対応が企業経営に直結するとの認識のもと、TCFDの枠組みに基づき、気候関連リスク・機会の分析や情報開示を行っています。リスク・機会を検討するにあたり、当社はIEA（国際エネルギー機関）の1.5°Cシナリオ及びIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の4°Cシナリオを参照しています。1.5°Cシナリオにおいては、世界の低・脱炭素化に向けて、エネルギー供給側の低・脱炭素化及び需要側の電化とエネルギー使用の効率化が重視されており、供給・需要の両面からカーボンニュートラルの実現に挑戦する当社の取り組みの方向性と整合しています。一方、4°Cシナリオにおいては、台風・暴風雪などの自然災害の激化・頻発や気象パターンの変化により物理的なリスクが生じる可能性を認識しています。

エネルギー安全保障の強化に繋がり、かつ脱炭素効果が高い再生可能エネルギーや原子力などの非化石電源の重要性が高まっています。北海道は積雪寒冷・広大なエリアに都市が点在するという地域特性上、暖房や移動に多くのエネルギーを要し、石油系エネルギーの依存度が高いことから、北海道でのカーボンニュートラル達成に向けては、石油系エネルギー需要の電化や、電化が困難な需要における道内の再生可能エネルギーなどから製造した水素・アンモニアなどへの転換が重要であり、将来の機会に繋がると考えています。

北海道の人口は1998年以降減少しており、国の研究機関の推計では将来的にも減少傾向が続くとされていますが、上述の北海道におけるエネルギー消費の特徴に着目すると、脱炭素に向けた電化推進による電力需要拡大のポテンシャルは非常に大きいと考えています。

今後の気候変動対応の進展状況や、参照するシナリオの前提条件の変更等を踏まえ、戦略を適切に見直していきます。

■マテリアリティ

ほくでんグループは、「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）をこれまで以上に重視しています。以下の項目をESGに関する「重要課題（マテリアリティ）」と位置付け、SDGsに掲げられた社会的な課題に真摯に向き合いつつ、具体的な取り組みを進めます。

	重要課題	主な取り組み
「E」 Environment 環境	カーボンニュートラル2050の実現に向けた取り組みの着実な前進	地球や地域の環境に関わる課題への対応
「S」 Social 社会	地域との共創 従業員の能力最大化	電気を中核とする商品・サービスの提供
		地域の皆さまや株主・投資家の皆さまの期待に誠実にお応え
		取引先との透明かつ公正な取引
		従業員のための安全で働きがいのある職場づくり
「G」 Governance ガバナンス	コンプライアンスの徹底 事業活動にかかわる情報の適時・適切な開示 ステークホルダーとの積極的なコミュニケーション	

3. 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略

当社のトランジション戦略は、日本政府が策定した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、第6次エネルギー基本計画、NDC（パリ協定に基づく温室効果ガス排出削減目標）、電力分野のトランジション・ロードマップに整合しています。従って、日本政府が定めた2050年カーボンニュートラルの目標及びパリ協定の目標の達成に向けた政策内容を踏まえていることから、当社のトランジション戦略は科学的根拠を有しています。

ほくでんグループの2030年度環境目標である「グループ発電部門からのCO₂排出量を2013年度比で50%以上低減（△1,000万t以上/年）」は、ほくでんグループが排出する温室効果ガスの大部分を占めるCO₂を削減対象としています。

本環境目標は、日本政府がパリ協定に整合する目標として定めた2030年度における温室効果ガス46%削減（2013年度比）を十分に上回る目標であり、パリ協定に整合しています。

第6次エネルギー基本計画における2030年の電源構成は、再生可能エネルギーの主力電源化等により、非化石電源を59%程度に拡大する野心的な目標を掲げていますが、ほくでんグループは泊発電所の再稼働や再生可能エネルギーの導入拡大等により、2030年には電源構成における非化石電源が60%以上に上昇する見込みであり、国の目標を上回る野心的な取り組みといえます。

4. 実施の透明性

当社は経営ビジョンにおいて、2030年度までに目指す経営目標として、再生可能エネルギー発電を含む重点新規事業に対して総額500億円以上の投資を掲げています。安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働を目指すとともに、再稼働前もたゆまぬ経営効率化等を進め、カーボンニュートラルへの取り組みを進めつつ利益を確保していきます。また、事業領域の拡大を進め、持続的な成長を目指します。

【2030年度までに目指す経営目標】



資金用途を特定する場合：グリーン／トランジション・ファイナンス

1. 調達資金の用途

グリーン／トランジション・ファイナンスにより調達された資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクト（適格プロジェクト）に対する新規投資及びリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスについては、ファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に支出または出資した事業を対象とします。

適格クライテリア	プロジェクト概要
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー（水力・太陽光・地熱・風力・バイオマス）の開発・建設・運営・改修[※] 蓄電池の導入及び蓄電池所の開発・建設・運営・改修[※]
原子力発電	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の再稼働、安全性向上・維持
水素の製造・利活用	<ul style="list-style-type: none"> 水素の製造及び利活用に向けたサプライチェーンの構築
火力発電・CCUS	<ul style="list-style-type: none"> 非効率火力発電所の廃止 高効率火力発電所の建設 水素・アンモニア・バイオマスの利活用 CCUSの利活用に向けた研究開発・実証・実装等
電化・省エネの推進	<ul style="list-style-type: none"> 電化・省エネの推進にかかる各種投資[※] (電化の推進、省エネ機器・太陽光発電・蓄電池等の導入、燃料電池による水素の利活用、CO₂フリー料金メニューの拡大、EV・FCV等の導入及びインフラ整備、運輸部門等での水素の利活用等)
送配電事業	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送配電網の整備・強化（地域間連系線を含む） 需給運用の高度化

※グリーンプロジェクト候補

なお、該当するプロジェクトは、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、当社の定める事業導入手順等に従って、対象設備・案件において設置国・地域・自治体で求められる設備認定・許可の取得、環境アセスメントの手続き及びその他の環境影響評価活動等が適切に実施されることを確認した上で進められます。

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

資金用途とする適格プロジェクトは、事業を集約する部門が上記1の適格クライテリアに適合するプロジェクトを選定し、資金調達部門にて当該プロジェクトが適格クライテリアに適合していることを確認した上で適切な社内プロセスにより承認されます。

3. 調達資金の管理

グリーン／トランジション・ファイナンスによる調達資金は、四半期ごとに資金調達部門が内部管理システム及び専用の帳簿を用い、適格プロジェクトの合計額がファイナンスによる調達額を下回らないように管理します。なお、未充当資金がある場合には、現金または現金同等物にて管理します。

4. レポーティング

グリーン／トランジション・ファイナンスによる調達額の全額が充当されるまでの間、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、調達資金の充当状況及び環境改善効果として当社が定める内容の全てまたは一部について、「ほくでんグループレポート」または当社ウェブサイトにて年次で開示、もしくは貸し手に対して開示（ローンの場合のみ）します。

また、ファイナンス期間中、資金充当状況やインパクトに重大な変化があった場合には、その旨を開示する予定です。

①資金充当状況のレポーティング

- ・ 充当金額
- ・ 未充当金の残高
- ・ 調達資金のうちファイナンスに充当された部分の概算額（または割合）

②インパクト・レポーティング

適格クライテリア	インパクト・レポーティング例
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー種別の設備容量（MW） ・ 再生可能エネルギー種別の年間CO₂ 排出削減量（t-CO₂/年）
その他の発電関連プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト概要 ・ 種別もしくは個別の設備容量（MW） ・ 種別もしくは個別の年間CO₂ 排出削減量（t-CO₂/年）
発電以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト概要 ・ 年間CO₂ 排出削減量（t-CO₂/年）※算定可能な場合

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとする事項は、次のとおりである。

社章の使用について

記載箇所	記載内容
表紙	「社章」 

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第101期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年4月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録追補書類提出日（2025年4月11日）までの間において変更その他の事由が生じている。以下の「事業等のリスク」は、当該変更その他の事由が生じた項目のみを記載したものであり、変更箇所は___ 罫で示している。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項のうち、有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載された「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における利益・財務・環境目標は、当該有価証券報告書提出時点のものであり、2025年3月26日には「ほくでんグループ経営ビジョン2035」を公表しており、本発行登録追補書類提出日現在の目標とは異なっている。当該事項及び「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もない。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

「事業等のリスク」

ほくでんグループの業績に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがある。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2025年4月11日）現在において判断したものである。

ほくでんグループでは、これらのリスクを認識した上で、発現の回避や発現した場合の対応に努めていく。

(1) 原子力発電の状況

泊発電所の安全確保を経営の最重要課題と位置づけ、社長のトップマネジメントのもと、「安全性向上計画」に基づき、安全性のより一層の向上に取り組んでいる。具体的には、原子力発電所の新規制基準への適合はもとよりさらなる安全性・信頼性向上に向けた安全対策工事や、重大事故などを想定した原子力防災訓練の実施など、安全対策の多様化や重大事故等対応体制の強化・充実に取り組んでいる。また、2024年3月には泊発電所の津波対策として新たな防潮堤の設置工事を開始した。工事の完了時期は未定だが、着工から3年程度での完成を目標とし、さらに少しでも早い完成を目指して取り組んでいる。

泊発電所の再稼働に向けて、新規制基準の適合性審査への対応に取り組んでおり、2024年12月に3号機の審査上の論点に関する一通りの説明を終了し、2025年3月には、これまでの審査内容を踏まえた3号機の原子炉設置変更許可申請に係る補正書を提出した。

引き続き、原子炉設置変更許可の取得に向けて対応を進めるとともに、設計及び工事の計画認可（設工認）や使用前事業者検査等にも対応していく。

しかしながら、今後の審査の状況や防潮堤設置工事の進捗などによって泊発電所の停止がさらに長期化し燃料費の増大が続く場合などには、業績に影響が及ぶ可能性がある。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

北海道電力株式会社 本店

(札幌市中央区大通東1丁目2番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

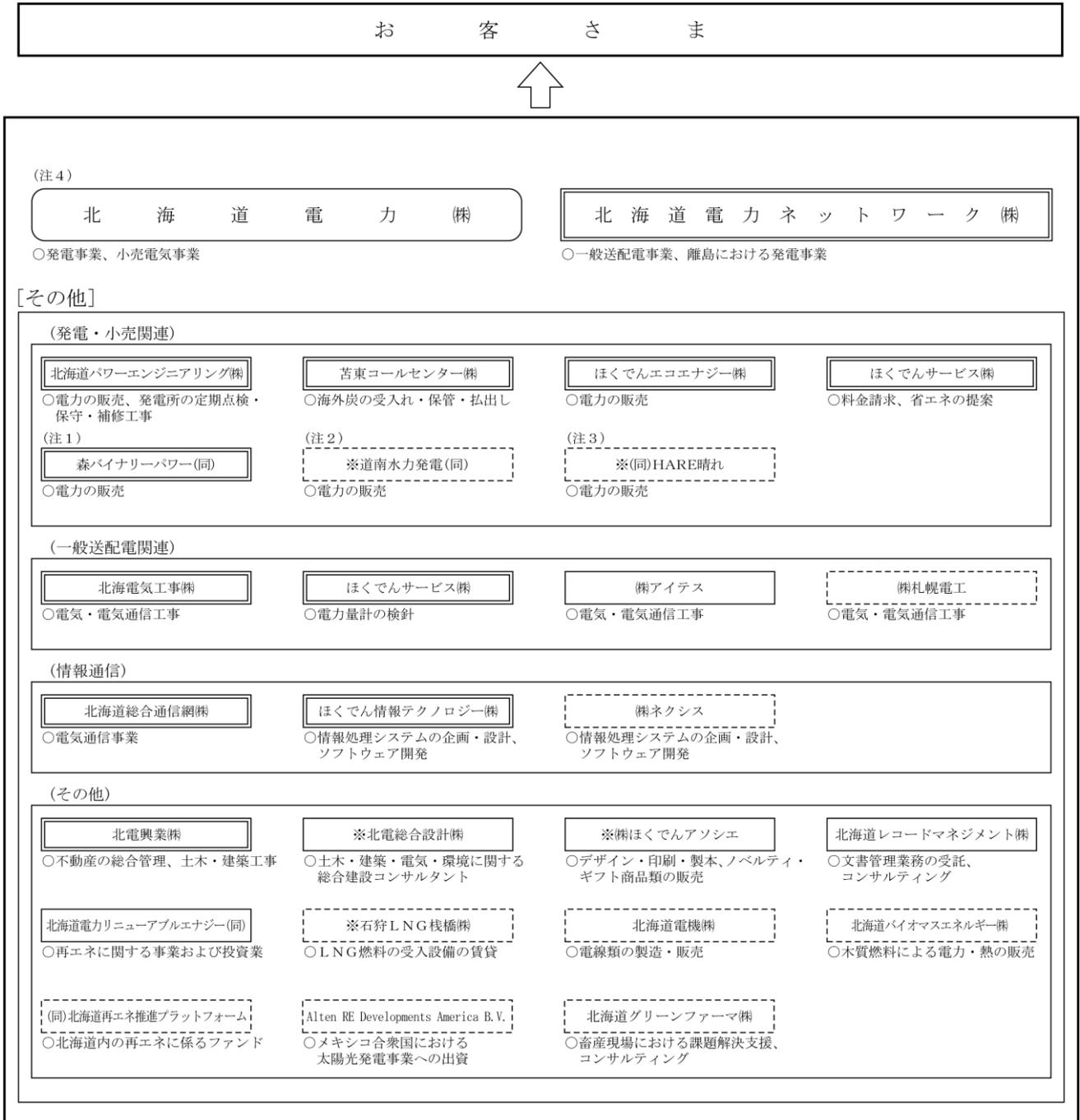
1. 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社は、当社、子会社 15 社及び関連会社 10 社により構成されている。

当社は、発電・小売電気事業等を営んでおり、また、子会社である北海道電力ネットワーク㈱は、一般送配電事業、離島における発電事業等を営んでいる。その他の関係会社は、発電、一般送配電、小売に関する事業、及び情報通信等の事業を営んでいる。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりである。（2024年3月31日現在）

[事業系統図]



- (注) 1 非連結子会社であった森バイナリーパワー(同)は、2023年11月24日の同社発電所営業運転開始に伴い重要性が増したため、連結子会社とした。
 2 持分法非適用関連会社であった道南水力発電(同)は、2024年2月1日の同社発電所営業運転開始に伴い重要性が増したため、持分法適用関連会社とした。
 3 (同)HARE晴れは、2023年7月21日に設立したことに伴い、新たに持分法適用関連会社とした。
 4 連結子会社であった北海道電力コクリエーション(株)は、2023年10月1日に当社が吸収合併したことに伴い解散した。



※は持分法適用会社

上記の関係会社のうち、ほくでんグループは出資、人事及び取引等の関係から、グループ本社である北海道電力株式会社と特に密接な関係にある会社で、当社がグループ会社として指定する以下の会社(13社)で構成される。

北海道電力ネットワーク㈱、北海道電気工事㈱、北電興業㈱、北電総合設計㈱、北海道パワーエンジニアリング㈱、苫東コールセンター㈱、ほくでんエコエナジー㈱、ほくでんサービス㈱、北海道総合通信網㈱、ほくでん情報テクノロジー㈱、(株)ほくでんアソシエ、石狩LNG栈橋㈱、北海道レコードマネジメント㈱

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回 次	第 96 期	第 97 期	第 98 期	第 99 期	第 100 期
決 算 年 月	2020 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月
売 上 高 (百万円)	603,693	585,203	663,414	888,874	953,784
経 常 利 益 又 是 経 常 損 失 (△) (百万円)	32,640	41,150	13,830	△29,251	87,315
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	26,720	36,155	6,864	△22,193	66,201
包 括 利 益 (百万円)	24,318	46,064	3,139	△24,695	78,829
純 資 産 額 (百万円)	247,381	289,733	285,717	258,106	333,528
総 資 産 額 (百万円)	1,959,060	2,001,650	1,992,879	2,093,339	2,141,691
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	911.01	1,117.26	1,095.61	956.63	1,323.28
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 是 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	123.16	169.09	26.57	△114.96	315.44
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	11.99	13.84	13.68	11.69	14.91
自 己 資 本 利 益 率 (%)	11.83	14.12	2.50	△8.58	23.47
株 価 収 益 率 (倍)	3.80	2.99	18.22	—	2.66
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	102,686	136,547	102,337	△574	176,135
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△126,745	△85,607	△77,720	△85,248	△80,841
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	9,823	△24,662	△19,489	86,795	△74,654
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高 (百万円)	57,490	83,767	88,894	89,867	110,709
従 業 員 数 (人)	10,736	10,503	10,226	10,005	9,206

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等が適用されたことに伴い、「電気事業会計規則」が改正され、第 98 期の期首から再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する影響額について収益及び費用計上の対象外となった。

第 97 期以前の主要な経営指標等については、この改正を過去の期間に遡って適用した後の経営指標等としている。

- 2 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、第 98 期以降の 1 株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。
- 3 第 96 期、第 97 期、第 98 期及び第 100 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。第 99 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 4 第 99 期の株価収益率については、当期純損失のため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回 次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決 算 年 月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売 上 高 (百万円)	569,684	538,672	597,934	779,676	861,640
経 常 利 益 又 是 経 常 損 失 (△) (百万円)	27,617	36,226	12,000	△34,471	69,061
当 期 純 利 益 又 是 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	23,997	32,638	9,458	△24,900	54,120
資 本 金 (百万円)	114,291	114,291	114,291	114,291	114,291
発 行 済 株 式 総 数					
普通株式 (株)	215,291,912	215,291,912	215,291,912	215,291,912	215,291,912
B種優先株式 (株)	470	470	470	470	470
純 資 産 額 (百万円)	201,702	233,771	231,514	202,738	258,898
総 資 産 額 (百万円)	1,890,825	1,854,859	1,849,970	1,957,545	1,957,695
1株当たり純資産額 (円)	749.37	906.23	895.26	751.68	1,028.67
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	10.00	20.00	20.00	—	20.00
B種優先株式 (円)	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	—	6,060,164.00
(内1株当たり中間配当額)					
(普通株式) (円)	(5.00)	(5.00)	(10.00)	(—)	(5.00)
(B種優先株式) (円)	(1,500,000.00)	(1,500,000.00)	(1,500,000.00)	(—)	(4,560,164.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	109.91	151.97	39.20	△128.15	256.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	10.67	12.60	12.51	10.36	13.23
自 己 資 本 利 益 率 (%)	12.41	14.99	4.07	△11.47	23.45
株 価 収 益 率 (倍)	4.26	3.32	12.35	—	3.27
配 当 性 向 (%)	9.10	13.16	51.02	—	7.79
従 業 員 数 (人)	5,216	2,361	2,337	2,315	2,257
株 主 総 利 回 り (%)	75.16	84.12	83.96	84.28	143.11
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(90.50)	(128.63)	(131.18)	(138.81)	(196.19)
最 高 株 価 (円)	651.0	538.0	562.0	546.0	854.7
最 低 株 価 (円)	380.0	359.0	443.0	410.0	489.0

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等が適用されたことに伴い、「電気事業会計規則」が改正され、第98期の期首から再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する影響額について収益及び費用計上の対象外となった。

第97期以前の主要な経営指標等については、この改正を過去の期間に遡って適用した後の経営指標等としている。

- 第100期の1株当たりB種優先株式の配当額には、第99期累積未払配当金3,060,164円00銭が含まれている。
- 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、第98期以降の1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。
- 第96期、第97期、第98期及び第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 第99期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。
- 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものである。

臨時取締役会議事録（抄本）

日 時 2022年6月28日（火曜日）

午後1時42分から午後2時10分まで

場 所 北海道電力株式会社 本店

出席者 取締役総数15名全員出席

（うち監査等委員の取締役6名）

以上によって取締役会は適法に成立した。

議 事

取締役 真弓明彦議長席につき開会の挨拶の後本取締役会はテレビ会議システムを用いて開催する旨宣言し直ちに議事に入った。

<中略>

議 題7 取締役会の重要な業務執行の決定権限の一部委任について

議 題8 取締役会規程および取締役会規程運用マニュアルの改正について

取締役社長 藤井裕から、議題7 取締役会の重要な業務執行の決定権限の一部委任および議題8 取締役会規程および取締役会規程運用マニュアルの改正について下記のとおり提案があり、審議の結果、出席取締役全員異議なく承認可決した。

記

【議 題7 取締役会の重要な業務執行の決定権限の一部委任について】

第98回定時株主総会において定款の一部変更議案が承認可決され、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、会社法399条の13第6項および定款第24条2に基づき、取締役会の重要な業務執行の決定権限（以下、「重要な決定権限」という。）の一部を下記のとおり、取締役会から取締役社長執行役員へ委任いたしたい。

1. 重要な決定権限を委任する目的

当社における意思決定および業務執行を迅速化するとともに、経営全体を俯瞰した観点での議論や重要課題の審議に重点を置いた取締役会に移行し、ガバナンスの更なる向上を図る。

2. 取締役会から取締役社長執行役員へ委任を行う事項

権限委任が可能な事項のうち、添付資料「取締役会の重要な業務執行の決定権限の委任に関する基本的な考え方」に記載する①から⑤に該当する事項は権限委任を留保し、それ以外の下記対象事項は取締役会から取締役社長執行役員へ権限を委任する。

なお、権限委任を留保する事項、権限を委任する事項については、取締役会規程および取締役会規程運用マニュアルにおいて決議事項・報告事項として規定する。

	対象事項
1	<略>
2	<略>
3	<略>
4	社債の発行（新株引受権付社債の発行を除く）
5	<略>
6	<略>

<以下，略>

以上でテレビ会議システムを用いた取締役会は、終始異状なく議事を終了した。この議事を明確にするため出席取締役ならびに出席監査役は下記に記名捺印する。

2022年6月28日

北海道電力株式会社取締役会

議 長	代表取締役会長	真弓 明彦
	代 表 取 締 役	藤井 裕
	代 表 取 締 役	舟根 俊一
	代 表 取 締 役	瀬尾 英生
	取 締 役	上野 昌裕

取 締 役	原田 憲朗
取 締 役	小林 剛史
取 締 役	齋藤 晋
取 締 役	市川 茂樹
取締役監査等委員	秋田 耕児
取締役監査等委員	大野 浩
取締役監査等委員	長谷川 淳
取締役監査等委員	成田 教子
取締役監査等委員	竹内 巖
取締役監査等委員	鵜飼 光子

証明書

2022年6月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、取締役会より適法に委任された取締役社長執行役員の権限により、下記の事項について決定しましたので証明いたします。

記

1. 決定日

2025年3月24日

2. 決定者

代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋

3. 決定事項

社債の募集について

2025年度資金調達計画において、設備資金等の調達のため、社債を以下のとおり募集したい。

1. 社債の種別	普通社債*
2. 募集社債の総額の 上限の合計額	3,000億円以内（円貨または相当額の外貨） 1回または数回に分けて募集する。
3. 償還年限	30年以内
4. 利率	国内債 償還年限とほぼ同じ残存期間を持つ「日本国債の流通利回り+1.5%」以下とする。ただし、日本国債の流通利回りが0%未満の場合には、1.5%を利率の上限とする。 外債 スワップ契約を締結し、発行者コストを円貨で確定させる。 確定された発行者コストは、上記国内債の利率の上限の範囲内とする。
5. 払込金額	各募集社債の金額100円につき99円以上
6. 償還方法	満期一括償還
7. 募集時期	2025年4月から2026年3月までの金融情勢等を勘案した時期とする。
8. 社債、株式等の振替 に関する法律の適用	当決議に基づき発行する社債の全部について、「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとする。

※：グリーン・ボンドおよびトランジション・ボンド等を含む。

国内債または外債（発行通貨を含む）の選択、募集社債の総額、償還年限、利率、払込時期および払込金額、その他募集に必要な事項については、上記の範囲内で社長が都度決定する。

2025年3月24日

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋